

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月26日京都市条例第184号）（市会事務局調査課）

市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数を次のとおり改めることとしました。

- 1 市会議員の定数を69人から67人に改めます。
- 2 上京区選挙区において選挙すべき市会議員の数を5人から4人に、左京区選挙区において選挙すべき市会議員の数を9人から8人に改めます。

この条例は、平成26年3月26日から施行し、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用することとしました。

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第184号

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「69人」を「67人」に改める。

第2条中「上京区選挙区 5人」を「上京区選挙区 4人」に、「左京区選挙区 9人」を「左京区選挙区 8人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(市会事務局調査課)